

意見提出者	KDDI株式会社
-------	----------

1. 項目	電線共同溝（CCBOX）設備の有効活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>① 電線共同溝に参入する為には、計画時期からの参画意思表示を行い、建設負担金を負担し、電線共同溝への権利を得た上で当該電線共同溝への光ケーブル工事が実施出来るスキームになっているが、その後に参入する場合は建設時の参画企業に許可を得る必要がある。そのため、未参入区間においてお客様への回線供給が発生した際に、参画企業の承認や煩雑な手続きが必要であることから参入までに時間を要し、希望納期に合わせた光ケーブル入線工事が困難。</p> <p>※ 電線共同溝（CCBOX）の本管区間については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法にて事後入溝のルールが整理されている。</p> <p>② 電線共同溝（CCBOX）の特殊部の鍵を借用するために、国道事務所（出張所）への借用申請が都度必要となるが、鍵の個数が限られており、貸出可能な鍵が不足した場合は工事作業ができない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」（平成7年 法律第39号）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>① 電線共同溝の未参画事業者による事後的な敷設手続きの簡略化及び、他企業での未使用区間の管路や引込管路をレンタル制にする等の権利貸出スキームの制定をすべき。</p> <p>② 電線共同溝（CCBOX）の特殊部の鍵について、電線共同溝（CCBOX）を利用している業者毎に長期的に貸出しするスキームを設けるべき。</p>